

水道事業に関する提言

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設の耐震化事業、老朽化した施設の再構築事業等について、採択基準及び資本単価を緩和するとともに、財政措置の拡充等を図ること。

また、海底導水管（鋼管フランジ形）更新事業について、老朽管更新事業の補助対象とすること。

2. 上水道への統合を含む簡易水道施設整備事業について、地域の実情に応じた採択要件に見直すとともに、十分な財政措置を講じること。

また、統合後の上水道については、健全経営が維持できるよう財政措置を拡充すること。

さらに、市町村合併に伴う水道施設の統廃合を円滑に実施するため、適切な財政措置を講じること。

3. 計量法における水道メーターの検定有効期間について、延長を図ること。

4. 東日本大震災関係について

地震災害用の水道施設応急復旧用資器材の備蓄については、一事業体では限度があるとともに、災害時においては当資器材の調達が困難となり、早期の復旧が図れないことから、水道施設応急復旧用資器材の備蓄及び災害における資器材の調達を円滑に行えるよう備蓄対策と制度の確立を図ること。